

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける漁業者等への支援策について

(国・経済産業省関係、県・商工部関係)

	【国】持続化給付金	【県】福岡県持続化緊急支援金
給付・支援対象者	<p>次の要件を満たす者</p> <p>(1) 2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続する意思があること。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年1月以降、ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少した月(対象月※)があること。</p> <p>(3) 法人の場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。 ・ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。 <p>※対象月は 2020年1月から申請を行う月の前月までの間</p>	<p>次の要件を満たす者</p> <p>(1) 2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続する意思があること。(国と同じ)</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年1月以降、申請日の属する月の前月までの期間(以下「対象期間」という。)のうち、ひと月の売上が前年同月比で 30%以上 50%未満減少した月(対象月※)があること。</p> <p>(3) 対象期間のうち、前年同月比50%以上減少した月がひと月もないこと。</p> <p>(4) 国の「持続化給付金」を申請していないこと。</p> <p>(5) 法人の場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。 ・ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。 ・ 確定申告の納税地が福岡県内である事業者が対象。 (法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地、個人にあっては住所等) <p>※対象月は 2020年1月から申請を行う月の前月までの間</p>

	で、前年同月比で事業収入が 50%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択	で、前年同月比で事業収入が 30%以上 50%未満減少した月のうち、ひと月を任意で選択
給付額・支援額 (上限額)	法人：200万円 個人：100万円	法人：50万円 個人：25万円
申請期間	令和2年5月1日から令和3年1月15日まで ※給付は一回限り。(再度の給付申請は不可)	令和2年5月2日から緊急事態解除宣言の月の翌月末まで (最長 令和3年1月15日) ※給付は一回限り。(再度の給付申請は不可)
申請方法	電子申請(持続化給付金の申請用HPから申請) *申請支援窓口(申請サポート会場)を開設予定。 (事前予約が必要)	電子申請(福岡県持続化緊急支援金の申請用HPから申請) *Web申請が困難な方のために、感染症対策を講じたうえで完全予約制の申請支援窓口を順次設置予定。
申請に必要な書類	①確定申告書類(原則として2019年度) ■法人の場合 ・対象月の属する事業年度の前事業年度確定申告書別表一控え(収受日付が押されているものに限る)、及び法人概況説明書 ■個人事業者の場合 青色申告の場合 ・2019年分の確定申告書第一表控え(収受日付が押されているものに限る)、及び所得税青色申告決算書の控え 白色申告の場合 ・2019年分の確定申告書第一表控え(収受日付が押されているものに限る)	①確定申告書類 ■法人の場合 ・申請月の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の確定申告書別表一控え、及び法人概況説明書(収受日付が押されているものに限る) ※確定申告が完了していない事業年度については不要。 ■個人事業者の場合 ・2019年分の確定申告書第一表控え、及び所得税青色申告決算書の控え(収受日付が押されているものに限る) ※2019年分の確定申告が完了していない場合は、2018年分の確定申告書類

	<p>青色申告・白色申告共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど） <p>②2020年分の売上げが減少した月（対象月）の月間事業収入がわかるもの（売上台帳の写しなど）</p> <p>③法人の場合は法人名義、個人の場合は申請者本人名義の通帳の写し（通帳の表紙、通帳を開いた1、2ページ目（口座名義人や口座番号が記載された部分））</p> <p>④その他事務局が必要と認める書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類（国と同じ） <p>②2019年1月～申請月の前月までの月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等（①で提出済みの書類を除く）</p> <p>③通帳の写し（国と同じ）</p> <p>④その他事務局が必要と認める書類</p>
<p>問い合わせ先</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金事業 コールセンター <p>電話：0120-115-570</p> <p>電話：03-6831-0613 [IP電話専用回線] (通話料がかかります)</p> <p>受付時間</p> <p>5月・6月 全日 8:30～19:00</p> <p>7月 日曜日～金曜日 8:30～19:00 (土祝日を除く)</p> <p>8月以降 日曜日～金曜日 8:30～17:00 (土祝日を除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県持続化緊急支援金 相談窓口 <p>電話：0570-094894</p> <p>受付時間</p> <p>平日 9:00～17:00</p> <p>※5月は土、日、祝日も開設</p>

※いずれについても概要を記載しております。詳細は、申請要領等をご確認ください。

※詳細は、以下のホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

<【国】持続化給付金に関する情報（経済産業省HP）>

◆持続化給付金に関するお知らせ（速報版）

⇒<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

◆「持続化給付金」事務局ホームページ（申請はこちら）

⇒<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

◆申請要領（「持続化給付金」事務局ホームページにも同じものが掲載されています。）

- ・個人の漁業者向け

⇒https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_kojin.pdf

- ・法人経営体・漁協・水産加工業者向け

⇒https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_chusho.pdf

<【県】福岡県持続化緊急支援金に関する情報（福岡県HP）>

◆概要チラシ等

⇒<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kinkyushienkin.html>

⇒<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/111838.pdf>

◆申請はこちら（5月2日9時から受付開始）

⇒<https://www.kinkyushienkin.pref.fukuoka.lg.jp/>

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける漁業者等への支援策について

(国・農林水産省関係、県・農林水産部関係)

○資金融資関係

制度の種類	制度の内容
農林漁業セーフティネット資金	<p>不慮の災害や社会的・経済的環境の変化等によって売り上げが減少し、資金繰りに支障を来している漁業者に対し、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資（㈱日本政策金融公庫）</p> <p>①融資限度額 1,200万円（特認：年間経費等の12/12以内）</p> <p>②融資利率 0% ※貸付当初5年間は実質無利子</p> <p>③融資期間 10年以内（据置期間3年以内）</p> <p>④担保 実質無担保（担保は融資対象物件に限る。運転資金の場合は不要。）</p> <p>⑤保証人 実質無保証人</p>
福岡県農林漁業災害対策資金	<p>不慮の災害や社会的・経済的環境の変化等によって売り上げが減少し、資金繰りに支障を来している漁業者に対し、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資</p> <p>[特別災害]</p> <p>①融資限度額 500万円</p> <p>（※ただし、農林漁業セーフティネット資金の融資を既に限度額まで受けていること。公庫資金限度額を超える額は、信漁連資金を利用。）</p> <p>②融資利率 0% ※貸付当初5年間は実質無利子</p> <p>③融資期間 7年以内（据置期間3年以内）</p>
漁業近代化資金の償還期間延長	<p>漁業近代化資金の貸付を受けた漁業者で、償還期間中の者が天災等特別の理由により償還が困難になった場合に、法定の期間（期限）内で償還期間の延長を行います。</p>

沿岸漁業改善資金の償還金支払猶予	沿岸漁業改善資金の貸付を受けた漁業者で災害等やむを得ない理由により貸付金の償還が困難と認められる場合に償還金の支払いを猶予します。
------------------	---

○漁業共済関係

制度の種類	制度の内容
漁業共済制度	魚価安などにより一定の減収があった漁業者に共済金が支払われる共済制度です。共済金を受給するためには、事前に共済に加入している必要があります。

※詳細は、農林水産部水産局漁業管理課漁協指導係（092-643-3554）までお問い合わせください。